# 科研費

# 科学研究費助成事業研究成果報告書

令和 元 年 6 月 6 日現在

機関番号: 33902 研究種目: 若手研究(B) 研究期間: 2015~2018

課題番号: 15K16963

研究課題名(和文)不法行為法における多元的な責任原理の意義と関係性に関する基礎的考察

研究課題名(英文)Basic Consideration on Significance and Relationship of Plural Responsibility
Principles in Tort Law

研究代表者

前田 太朗 (Maeda, Taro)

愛知学院大学・法学部・准教授

研究者番号:20581672

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文):本研究課題では、不法行為責任において、現行法の制度及び解釈論で認められている諸責任原理に関して、一方でそれぞれの責任原理がどのような独自性を持つのかという責任原理の個性・特性に着目し、他方で、個々の責任原理が何らかの有意な形で関係性を持っているのではないか、持っているとしてその関係性が法解釈論上どのような意味を有しているのか、という問題意識のものとに、オーストリア法に手掛かりを求め研究を進めた。この研究の中で、得られた成果のうち、主なものとして、1危険責任の解釈論・法実践での意義の確認、2多元的な責任原理を支える方法論的な基礎付け、3不法行為法改正の必要性の確認を挙げることができよう。

研究成果の学術的意義や社会的意義本研究は、多元的な責任原理の関係性を有意なものとして、その基準を探った。いずれの責任原理も、「危険性」を考慮するため、危険性の観点から整理することができる。従来は、過失責任も危険性を考慮することから、その強弱により、説明することもできたが、危険責任の展開で生成された考え方において、「危険性の質」という観点を考慮するものがあり、このことで、各責任原理で問題となる危険性は、単に強弱だけでなく、「質」という新たな視点をもって、整序する可能性を明らかにした。このことで、責任原理が他方の責任原理に食われることなく、しかし関係性を以て、有機的に発展していく法解釈モデル提示の可能性を示すことができた。

研究成果の概要(英文): In this research, regarding the various principles of liability in tort law I focus on, on the other hand, the individuality and characteristics of the principle of responsibility which is unique to each principle of liability. And, we focus on, on the other hand, each individual principle of responsibility does not have any relation in any significant way, and what kind of meaning does that relation have in legal interpretation as having it. The research was carried out in quest of clues to Austrian law to those of problem awareness. Among the results obtained in this research, mainly,1, interpretation of strict liability and confirmation of the significance in law practice, 2, foundation of methodological support for pluralistic responsibility principles, and 3 confirmation of necesity for reform of japanese tort law.

研究分野: 民法 不法行為 危険責任

キーワード: 民法 危険責任 不法行為責任 企業責任 使用者責任 オーストリア法 ドイツ法

# 様 式 C-19、F-19-1、Z-19、CK-19(共通)

## 1.研究開始当初の背景

#### (1)日本法の状況

日本の不法行為法は、民法 709 条から明らかなように、過失責任主義を原則としつつ、他方で民法 714 条以下の特殊な不法行為及び無過失責任の特別法からも明らかなように、それ以外の責任原理も認める(多元的な責任原理)。しかし、多元的に責任原理が認められるとしても、これらは、相互に関係なく、歴史的な経緯や政策的な理由から、たまたま併存しているというだけではなく、何らかの関係性をもちながらも、独自性を持っているのではないか。多元的な責任原理の意義をみることで、それら責任原理間の関係性を整序するアプローチを考えることで、それぞれの責任原理により支えられる法制度及び法規定の解釈に意味のある影響を与えることができるのではないか。このことが研究開始当初の背景にあった。

#### 2.研究の目的

#### (1)比較法研究

日本の不法行為法の解釈論に大きな影響を与えているドイツ法では、過失責任の枠組みで社会生活上の義務 Verkehrspflichten が広く展開し、非常に高度な水準で判断されるものであった。そのためドイツ民法典の特殊な不法行為は、この義務のカタログといわれるほどに、かえって他の法制度の意義は相対的に低下していった。また危険責任はあくまで特別法によるものという理解が学説上強く、裁判実務もこれにしたがっている。このため、責任原理は多元的であるとしても、それは理論上のものにとどまり、過失責任が中心となって、ややもすると一元的なりかいがつよいものといえる。

これに対して、オーストリア法は、日本法と同様に、ドイツ法の影響を強く受けており、ドイツ法同様に交通安全義務が過失責任の枠組みで展開することとなったが、その一方で、オーストリア一般民法典に置かれる損害賠償に関する各規定(例えば、使用者責任、土地工作物保有者の責任、動物保有者の責任)は、独自性を以て展開されていた。さらに、比較法的な特徴として、危険責任の類推解釈が裁判実務においても認められ、一つの責任原理としての確固たる地位が通説及び判例で認められる点で特徴的である。このため、多元的な責任原理が、理論的にも、法実践のレベルでも承認されているといえる状況であり、ドイツ法の影響を受けつつも、多元的な責任原理が存在しているという法状況に至った歴史的経緯や解釈論の状況を探ることは、日本法の上述した法状況や問題意識に対して大きな示唆を示すものと思われる。

## (2) 方法論

多元的な責任原理のそれぞれの責任原理の独自性とともに、関係性を考えるにあたっては、 どのようなアプローチ・考え方によっているのかという方法論を考えることも重要である。オ ーストリア法の特徴として、Walter Wilburg に始まる動的システム論という考え方が、多元的 な責任原理の併存とともにその関係性を考えるにあたって大きな影響を与えているものと思われ、この方法論を責任原理の観点から探ることが、重要なものと考えられた。

## 3.研究の方法

## (1)資料収集及び分析・検討

不法行為法及び損害賠償法に関する責任原理を検討するためには、ドイツ法及びオーストリア法の注釈書、教科書及び裁判例の翻訳と検討は欠かせないものであった。特にオーストリア法において、危険責任は、その展開に当たって裁判実務が非常に大きな役割を果たしたものであるから、各裁判例を表にまとめ当該裁判例で重視された考慮事由を項目ごとに評価し、裁判例の分析をおこなった。

## (2)現地でのインタビュー及び研究所での資料収集

従来、オーストリア法はあまり日本に紹介されることがなく、研究遂行に当たって申請者のそれまでの分析が適切なものかどうか、評価に困ることがしばしばあった。そこで、オーストリアに赴き、損害賠償法で注目される若手研究者にインタビューをおこなった。ひとりは、Martin Spitzer ウィーン経済大学教授であり、同教授の自動車の運行概念に関する論文は、オーストリアの最高裁判所(OGH)でも取り上げられ、判例の変更に至ったほど、裁判実務に影響力をもつほどの研究をおこなっている研究者である。同教授には、オーストリア法とドイツ法の相違、危険責任の展開、立法論の可能性、自動車の運行概念の今後の展開、危険責任の一般理論と特別法の解釈の関係性等のインタビューをおこなった(2017 年 2 月)。またもうひとりは、Barbara C. Steininger グラーツ大学教授であり、同教授も、過失責任の厳格化と危険責任の関係に関してモノグラフィを出されており、しばしば教科書等で引用されるほど若手気鋭の研究者である。同教授にも、Spitzer 教授の場合と同様の質問をおこなった。申請者のオーストリア法及び研究遂行に当たって生じた数々の疑問に適切に回答いただき、研究を遂行する上で欠かせないものであった。

さらに、オーストリア・ウィーンにある欧州損害賠償法研究所(ECTIL)にて、損害賠償法関係の資料取集をおこなうとともに、研究所所属の若手研究者と知遇を得ることができたことも、本研究課題からすれば付随的な成果かもしれないが、今後の研究活動を進展させるうえで、非常に重要な成果であったと思われる。

## (3)研究会・学会での報告

一定期間ごとに、各大学で開催される研究会で報告をおこなった。とりわけ重要であったのが 2017 年の日本私法学会での個別報告であり、活発な質疑が行われ、本研究課題において非常に大きな成果を得られた。(下記「学会発表」を参照)

# 4. 研究成果

#### (1) 危険責任論の展開の分析・検討から得られたもの

オーストリア法は、ドイツ法圏でありながらも、ドイツ法とは異なり、危険責任が、実際の問題に対しても対応できる可能性・問題解決力を持った責任原理であることは、A.Ehrenzweigの事業危険の構想及びこれをうけた SZ21/46 判決に始まり、今日までいたる学説及び判例の営為により、裏付けていったのであり、それが近時の―結局は改正されないこととなったが ―立法提案につながっていったことが示している。ここでは、オーストリア法は、学説と判例が相互に作用しあいながら、危険責任が有責性責任と並ぶ責任原理として、法実践の面での問題解決力を支える理論的根拠付けをおこなってきたことが非常に重要である(「特別な危険」の実質化)。このことを、 責任の根拠付け及び具体的判断の安定化、 それを支える歴史的・思想的な裏付け、 効果にわけて、みていきたい。

責任の根拠付け及び具体的判断の安定化について

危険責任は、「本質的に、特別な危険源の保有者は、リスクが実現する場合において発生する 不利益に対して自身の有責性に関係なく責任を負わなければならない」という一般原則に支え られ、有責性責任と並ぶ責任原理である。判断根拠を「特別な危険 besondere Gefahr」に据え、 これは、第三者を高度に危殆化し、通常かつ一般的な性状において問題となる危険性を持つこ とと定義づけた。そして、「特別な危険」を判断するための基準・定式として、損害発生の高度 の蓋然性及び損害額の異常な大きさ、さらにはリスクの支配(不)可能性を考慮するものであ ることを明らかにしていった。さらに、この「特別な危険」の実現の有無にあたり、Koziolは、 危険責任は、すでに示した危険責任の一般原則に支えられる広い射程を持つ責任原理であるこ とを踏まえ、全体類推 Gesamtanalogie が可能であるとする。ここでは全体類推を支える基本 思想として、「等しいものを等しく」扱うという平等原則を基礎にして、大きな解決 grosselösung を提唱した。OGH も SZ68/180 判決以降、基本的にこの構想を認めるものの、 具体的な危険性の判断においては、全体類推において「危険性の性質 Gefahrenqualität」を考 慮して、当該損害を惹起した危険源の有する危険性を、特別法に規律される危険源と複数の角 度から比較・検討するというアプローチをとることで、おおざっぱな判断とは異なる精緻で厳 密な判断をおこなうことができる―ここでは、個々の危険責任の特別法でも問題となる 2 つの 加害類型、すなわち、例えば少量の有害物質が飛散・蓄積し健康被害が生じるというような加 害類型「通常操業 Normalbetrieb」型と、爆発事故のような突発的な事故による加害類型「大 規模事故」型に対応して、「危険性の質」を考慮した危険性判断をおこなうことができようし、 また個別類推でも-特に「危険性の質」が明示されることはないが-、手掛かりとなる特別法上 規律される危険源と事故を惹起した危険源との比較が、おこなわれており、ここでも「危険性 の質」が考慮された判断がおこなわれていると考えられる。そして全体類推において、こうし た判断が使用できない場合には、「受け皿」として、上記判断定式を慎重に適用することが裁判 例において行われていることを明らかにした

責任の根拠付けを支える歴史的・思想的な裏付けについて

危険責任の個別類推、さらには全体類推をおこなうにあたっては、危険責任の規律がないこ とが、立法計画に反した欠缺にあたる必要がある。これをはかる手掛かりとして、まず起草者 意思を手掛かりにすると、ABGB の起草者の意思からは、例えば衡平責任を設けていることを 考慮すると、有責性に左右されない責任をまったく排除するものではないことは明らかになる としても、ABGB 制定当時は、現在でいうところの危険責任の理論的展開がなされる前である ことや、そもそも、産業革命が本格化する前のオーストリアの当時の社会・経済・工業の状況 を考えると、踏まえると立法計画に反する欠缺の有無をはかる手掛かりとしては必ずしも適切 ではない。これに対して、第二次大戦後 1950 年代から議論されていた EKHG の制定過程にお いては、鉄道及び自動車と並行して、危険な事業に関する一般規定の策定も検討され、後者に ついてはペンディングするという形で、EKHG が起草・制定されていったことを明らかにした。 後者の点について、学説では、危険責任の一般条項化ないし広い射程を持つ規定を放棄したと 理解するものがあり、この理解に立つと、危険責任の一般条項がないことは立法計画に反した 欠缺ではないということになる。 しかし、EKHG と並行してなされた危険な事業に対する責任 規定が最終的になぜ立法化しなかったかは、必ずしも明らかではなく、むしろ、ここでも、危 険責任の広い規定を作ることの可能性は留保されていたが、しかしそれが立法計画に反する欠 缺かどうかまでは確定できないとした。そのため危険責任の全体類推を支えるのは、原理的な レベルでの欠缺、つまり、一般的な責任原理として危険責任が承認されるべきであり、それに 対応する規定がないことをもって、欠缺と理解できるのではないか、と結論付けた。これは、 すでにで示されたように、危険責任が一般原則に支えられ、「特別な危険」を根拠に、この判 断を定式をもって安定的に行うことができる責任原理であることによって裏付けられるのであ る。また、ドイツ法では有責性責任と比べたときに、危険責任は法倫理上劣るものという理解 もあるところ、後述する効果の理解や、有責性責任、危険責任は、前者が矯正的正義、後者が 配分的正義により支えられるとしても、そうした正義の理解に照らしても、説得力を持たず、

危険責任が有責性責任と並び立つ責任原理であることを否定する論拠とはなり得ないものである。

#### 効果について

ドイツ法では、危険責任においては賠償限度額の問題がありこのことで有責性責任と比べて被害者救済に劣る可能性があると考えられるところ、オーストリア法の展開を踏まえると、これは必ずしも危険責任にとって理論的に内在的・必然的なものではなく むしろ保険制度との関係で賠償額の問題は、被害者の救済の確保という観点で有責性責任をはじめとする他の責任原理でも等しく問題となる重要な課題であることも浮き彫りとなった 、歴史的な経緯や政策的理由によるものであることもあきらかとなった - そのうえで、オーストリア法でも特別法において賠償限度額が定められる場合があり、大きな解決・全体類推をおこなううえで、実際の裁判官の判断において障害となるものと考えられ、立法上の解決をおこなう場合には、賠償限度額については廃止すべきと考えられることを明らかにした。

このように、危険責任が、実際の問題解決においてその力をもちうることは、法解釈・法理 論上十分に裏付けられるものであり、危険責任が有責性責任と並ぶ責任原理として、法実践性・ 問題解決力があることはこれまでの検討から明らかになったと考えられる。

# (2) 方法論的基礎の検討

危険責任の類推解釈論や一般条項論がオーストリア法において活発にみられるのは、同法において、いわゆる動的システム論が広く展開していることが理由の一つとして指摘されることから、これに取り組んだ。しかし、動的システム論の展開により、個別具体の事例の判断ではなく、よりメタのレベルで動的システム論が重要であることが指摘されることから、危険責任の個別の判断において、同論が決定的な影響を与えるわけではないことを明らかにした。

#### (3)多元的な意味

責任原理が多元的であるということは、不法行為法にとって次の意義があると思われる。 つには実際に被害者の救済にあたり、救済手段が多様化するということである。このことで被 害者保護の欠缺を実際上回避できる。二つには、解釈論上の意義であり、解釈論として、複眼 的な視点を持つことができるということである。これは本研究課題の多元的な責任原理の意義 と関係性に直接にかかわる。つまり過失責任が非常に厳格化するということで、他の責任原理 をもいわば食ってしまう形で、過失責任的理解が浸透する。このことは一見すると被害者救済 のために必要なことであった反面、理論的には、過失責任を変容させる可能性があり、ここで は過失の衣を着た無過失責任という批判もうけうる。多元的な責任原理を承認すると、危険責 任も一つの責任原理であり、また他の責任原理は、過失責任もそうであるが、何らかの危険性 に対して責任を賦課するものという点で共通していることから、個々に危険責任の考え方が入 るないし参考にされる可能性がある。ここで重要なのが「危険性の質」という考え方である。 この考え方それ自体は、危険責任が規律されるための理由や趣旨を危険責任では問題とするも のであるが、危険性の質の相違を考慮して各責任原理の解釈論を展開すべしと理解するもので あれば、たとえば日本法では、714条において人的危険源を根拠とする理解もあるが、責任能 力を欠く子供や精神障害者の有する危険性は多様であり、必ずしも危険責任として理解すべき ではない、という形で解釈論を整理することも可能となるのではないか。また、717 条に関し ては、土地工作物それ自体が危険というわけではなく、それに瑕疵があることから危険となっ ており、また瑕疵は具体的に判断されるべきであるから、この点で危険責任ではない。さらに この責任の性質を巡りいわゆる主観説(義務違反説)と客観説が対立しているところ、土地工 作物の欠陥に対する責任であることや、義務違反とすることの意図が、709 条と 717 条を統合 することにあったとする見解もあるが、これは強度に着目の重点を置くものであり、他方で土 地工作物の欠陥という視点を忘れさせるものであるから、危険性の質から支持できないという ことになり、客観説を選択することが支持される。このことは他の規定でも、使用者責任では 分業危険、動物占有者責任では、動物危険が、民法典外でも製造物責任法では欠陥危険、自賠 法では、自動車危険という形で、危険性の強度だけではなく、「危険性の質」という観点からそ れぞれの要件の解釈論を整理することができるのではないかと考えている。こうした考え方に より、多元的な責任原理の意義と関係性を説明することができると考えている。

#### (4) 今後の課題

多元的な責任原理の意義と関係性の検討から得られた知見、とくに複眼的な視点をもって各 責任原理により支えられる損害賠償法・不法行為法の各法制度・法規定の具体的な解釈論の展 開をおこなうことが、申請者の残された課題である。これと並行して、保険制度と関係づけた 救済確保のスキームと責任原理論の検討が重要なものと考えている。これら課題を検討することを通じて、本研究課題を法実践のレベルまで及ぶ深いテーマであったことを確認できると考えている。さらに、将来的な不法行為法の改正の検討に向けても、保険制度との関係性を含めて検討を進めていきたい。

#### 5 . 主な発表論文等

[雑誌論文](計 7 件)

前田太朗、「不法行為法における危険責任の意義に関する一考察: 『特別な危険』概念の検討を中心として」、私法(日本私法学会)81号、査読無、2018年、pp132-138

前田太朗、「不法行為法における責任原理の多元性の意義とその関係性 (9) — オーストリア法における責任原理論の展開を参考にして—」、愛知学院大学論叢法学研究、 59 巻 3=4 号、愛知学院大学法学会、 2018 年、pp81-141 (公刊した際のタイトルは、「不法行為法における多元的な責任原理の意義とその関係性(9)」となっているが、正しくは上記タイトルである。同 60 巻 3=4 号にてタイトルの修正について指摘する予定である)

前田太朗、「危険責任の解釈における動的システム論の意味」、『社会の変容と民法の課題 瀬川信久先生・吉田克己先生古稀記念論文集 下巻』、成文堂、査読無、2018年 pp269-297

前田太朗、「精神障害者の加害行為における不法行為法上の帰責の問題—JR 東海事件最高裁判決の検討を通じて—」、愛知学院大学論叢法学研究 58 巻 1=2 号、愛知学院大学法学会、2017年、pp263-338

前田太朗、「不法行為法における責任原理の多元性の意義とその関係性(8)—オーストリア 法における責任原理論の展開を参考にして—」、愛知学院大学宗教法制研究所紀要57号、愛知学院大学宗教法制研究所、査読無、2017年、pp81-170

前田太朗、「不法行為法における責任原理の多元性の意義とその関係性(7)—オーストリア法における責任原理論の展開を参考にして—」、愛知学院大学宗教法制研究所紀要57号、愛知学院大学宗教法制研究所、査読無、2016年、pp35 - 190, pp192-196

前田太朗、「不法行為法における責任原理の多元性の意義とその関係性 (6) —オーストリア法における責任原理論の展開を参考にして—」、愛知学院大学論叢法学研究、 57 巻 1=2 号、愛知学院大学法学会、査読無、2016 年、pp81-141

[学会発表](計 10 件)

前田太朗、「日本法における製造物責任法理の整理指針の探求—欧・独・墺との比較を通じて」、 金融法研究会、名古屋大学、2018年12月

前田太朗、「不法行為法における危険責任の意義に関する一考察 - 『特別な危険』概念の検討を中心として」、日本私法学会、関西学院大学法学部、2017 年 10 月

前田太朗「不法行為法における危険責任の意義に関する一考察 - 『特別な危険』概念の検討を中心として」(私法学会プレ報告)、アモルフ、早稲田大学、2017年8月

前田太朗、「危険責任の解釈論的展開の可能性—『特別な危険』概念の検討を中心として」、 国際取引法研究会、明治大学、2017 年 5 月

前田太朗、「危険責任の解釈論的展開の可能性—『特別な危険』概念の検討を中心として」、 金融法研究会、名古屋大学、2017 年 5 月

前田太朗、「オーストリア法における危険責任論の展開 -類推適用論の展開から見る危険責任 論の可能性」、21世紀不法行為法研究会、明治大学、2016年10月

前田太朗、「JR 東海事件最高裁判決(最判平成 28 年 3 月 1 日裁時 1647 号 1 頁)法廷意見の 意義と課題」、金融法研究会、名古屋大学、2016 年 7 月 前田太朗、「JR 東海事件最高裁判決(最判平成28年3月1日裁時1647号1頁)法廷意見の検討、名古屋大学民事判例研究会、名古屋大学、2016年6月

前田太朗、「JR 東海事件最高裁判決(最判平成 28 年 3 月 1 日裁時 1647 号 1 頁)の意義と課題、家族と法研究会、早稲田大学、2016 年 5 月

前田太朗、「責任能力を欠く未成年者の加害行為に対する親権者の不法行為責任—最判平成 27 年 4 月 9 日裁時 1625 号 3 頁最高裁判決の検討」、家族と法研究会、早稲田大学、2015 年 6 月

[図書](計0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称: 発明者: 権利者: 種号: 番号: 出内外の別:

取得状況(計 0 件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 取得年: 国内外の別:

〔その他〕 ホームページ等

6.研究組織

(1)研究分担者 研究分担者氏名:

ローマ字氏名: 所属研究機関名:

部局名:

職名:

研究者番号(8桁):

(2)研究協力者 研究協力者氏名: ローマ字氏名:

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。